

1 高校無償化法案の概要

- ・法の目的
- ・受給権者
- ・対象となる学校

「高等学校の課程に類する課程を置く」専修学校、各種学校

※「類する」、「準ずる」、「同等以上」

2 問題点

(1) 経緯

- ・2010（H8）年度文部科学省概算要求
高等学校等就学支援金4501億円
→ 朝鮮学校を含む外国人学校を範囲に含めて試算
- ・中井拉致担当大臣の発言など
- ・現状 朝鮮学校について当面除外、第三者機関による判断？

(2) 等しく各種学校である外国人学校のうち、朝鮮学校のみを排除

- ・従来の差別 1条校と各種学校間の差別
- ・近年の差別 各種学校内での差別

※ 大学入学資格問題

(3) 2008年3月24日日弁連調査報告書の指摘（概要）

自由権規約27条、社会権規約13条、子どもの権利条約5条・8条・29条・30条、人種差別撤廃条約前文・2条2項・5条・7条、及び、日本国憲法26条1項の規定からは、朝鮮学校に通う子どもを含め、全ての子どもに、教育を受ける権利（学習権）が保障されている。

これらの権利の内容として、朝鮮学校に通う子どもは、朝鮮学校における教育を受けることを阻害されないことを保障されるほか（自由権的側面）、朝鮮学校における教育を受けるにつき、国家に対して、無償化や財政的負担軽減のための諸施策の実施を求めることを保障される（社会権的側面）。

また、朝鮮学校に通う子どもには、これらの学習権の保障の場面において、他の日本国籍の子どもや外国籍の子どもとの間で差別的取扱いを受けない権利が保障されている。

(4) あるべき判断基準

- ・教育内容等を審査することの問題性
- ・外形的・客観的基準により判断すべき
- ・大学入学資格問題との異同

ex. 大学入学資格の認定基準（学校教育法施行規則150条参照）

- ① 国際的評価機関の認定校

② 本国認定校（「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有する教育施設」）

※ 台湾系の中華学校

未認可のブラジル人学校

③ 大学の個別審査により同等以上の学力があると認定された者

→ ほぼ全ての大学が朝鮮学校卒業生の受験資格を認定

ex.専修学校設置基準

年間の総授業時数（800時間以上）、生徒人数、教員人数、校舎面積など

ex.大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定

①修業年限3年以上、②総授業時数2590時間以上

3 今後の展望

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（以下略））

第四条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等…における就学について支給する。

学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

1. 修業年限が1年以上であること。
2. 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
3. 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別な規定のあるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

学校教育法施行規則

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(略)

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

(略)

七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

2010年3月16日人種差別撤廃委員会総括所見

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進すべく締約国によって払われてきた努力を、感謝とともに留意する。しかし、委員会は、教育制度の中で人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることを遺憾に思う。のみならず、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす以下のような行為に懸念を表明する：

- (a) アイヌの子ども、もしくは他の民族集団の子どもが、自らの言語を用いた、または自らの言語についての、指導を受ける機会が十分でないこと、
- (b) 締約国においては、外国人の子どもには義務教育の原則が、本条約第5条、子どもの権利条約第28条、社会権規約第13条(2)——日本はこれらすべての締約国である——に適合する形で全面的に適用されていないという事実、
- (c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学にまつわる障害、
- (d) 外国人のための学校や、締約国に居住する韓国・朝鮮や中国出身者の子孫のための学校が、公的扶助、助成金、税の免除にかかわって、差別的な取り扱いを受けていること、そして、
- (e) 締約国において現在、公立・私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象にした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから北朝鮮系の学校を排除すべきとの提案をしている何人かの政治家の態度(第2条、5条)。

委員会は、市民でない人びとへの差別に関する一般的勧告30(2004年)に照らし、締約国に対し、教育機会の提供に差別がないようにすること、そして締約国の領土内に居住する子どもが就学および義務教育達成にさいして障害に直面することのないようにするよう勧告する。この点にかかわって、委員会はさらに、締約国が、外国人のための多様な学校制度や、国の公立学校制度の外に設置された代替的な体制の選択に関する調査研究を行うよう勧告する。委員会は締約国に対し、マイノリティ集団が自らの言語を用いた、もしくは自らの言語に関する、指導を受ける十分な機会の提供を検討するよう奨励する。そして、教育における差別を禁止するユネスコ条約への加入を検討するよう促す。